

「経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（単独型）
GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明」活用マニュアル

<総論>

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（以下「GL」といい、「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aを「Q&A」といいます。）に基づく保証債務整理（単独型）における保証債務の弁済計画案（別添書式6-2）の説明書（別添書式6-1。以下「本説明書」といいます。）は、GLの手続の流れに沿って、①保証債務整理の対象となる保証人かどうかの検討（第1）、②対象債権者の範囲（第2）、③保証債務整理の手続選択（第3）、④保証債務整理の開始（第4）、⑤資産状況の調査、弁済計画及び免除計画の策定（第5）という時間軸に沿った順序で構成されています。
- ・本説明書は、必要最小限の項目をチェックする形で作成し、確認する形式になっていますので、補充が必要な場合は、補充ありにを付けて、別添資料等を準備して説明してください。
- ・本説明書は、保証人（支援専門家）が手続選択の検討のために活用することや対象債権者への説明のために活用することのほか、対象債権者等が保証人（支援専門家）の申出内容の合理性、適正性を確認するために活用することができます。
- ・支援専門家は、全ての対象債権者がその適格性を認めるものをいう（GL5項(2)ロ参照）とされています（Q&A5-8, 7-6も確認ください。）。対象債権者と信頼関係の構築に努めてください。

<第1の御説明>

- ・第1記載の要件は、保証債務整理の開始の申出をすることができる保証人かどうかを確認するための要件になります。
- ・主たる債務者が法的整理手続の開始申立てや準則型私的整理手続の申立て前の場合、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対し、申立てを行う時期等を説明し、将来的に充足する予定を説明してください。なお、合理的理由がある場合には、対象債権者の合意を前提として、GLの手続に即して、残存する保証債務の減免・免除を行うことも可能です（GL7項(1)ロ、Q&A7-2）。
- ・主たる債務者の法的整理手続や準則型私的整理手続が終結している場合もGLの利用は可能です。しかし、終結後に保証債務整理の開始をした場合には、インセンティブ資産を残す余地がなくなることに御注意ください（GL7項(2)ロ、Q&A7-20）。なお、後述（第4）のとおり、保証債務整理の開始時期は、準則型

私的整理の手續により若干異なることがありますので、御注意ください。

- ・ G L の場合には、破産手續と異なり、破産管財人費用が生じないことから、詳細な説明をせずとも、第 1 記載の経済的合理性の要件充足を説明できることが多いと考えられます。ただし、代理人弁護士費用（支援専門家費用）、再生支援協議会の外部専門家費用、特定調停手續の場合の印紙代、郵便切手代が生じることには御留意ください。
- ・ 免責不許可事由のおそれがないことが要件とされていますので、免責不許可事由がないか確認してください。免責不許可事由がある場合、保証人（支援専門家）は、裁量免責が認められる事情（免責不許可事由の性質、重大性、帰責性、債権者の態度や意見、手續への協力の有無や程度等）があるか確認し、対象債権者に対し、丁寧な説明を行ってください。なお、免責不許可事由の「おそれ」の意味は、Q & A 7-4-2 を確認ください。

<第 2 の御説明>

- ・ 第 2 記載の要件は、対象債権者の範囲を確認するための要件です。
- ・ 保証人に固有の債務（住宅ローン、カードローン等）がある場合、金融債権者でないとして対象外債権者として支払継続するのか、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして対象債権者に含める（G L 7 項 (3) ④ロなお書）のか、別途任意整理や特定調停を申し立てるかなど様々な対応が考えられます。保証人の経済的更生（二次破綻リスク）や衡平性（Q & A 7-28）に御留意の上、御検討ください。固有の債権者を対象債権者に含めない場合、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、「負債目録」を作成することも考えられます。

<第 3 の御説明>

- ・ 第 3 記載の要件は、保証債務の整理にどの準則型私的整理手續を利用するか確認するものです。
- ・ 保証債務の整理のみを単独で行う準則型私的整理手續は、中小企業再生支援協議会手續か特定調停手續のいずれかになりますので、対象債権者と協議の上、いずれの手續を利用するか、を入れることになります。なお、合理的理由がある場合には、準則型私的整理手續を利用せず、支援専門家等の第三者の斡旋により保証債務の整理を行うことも可能です（G L 7 項 (3) ④、Q & A 7-30）。

<第 4 の御説明>

- ・ 第 4 記載の要件は、保証債務整理の開始時期を確定するための要件です。保証債

務整理の開始時期は、弁済計画策定に当たっての財産評定の基準時となり、基準時以降の新得財産は弁済対象から除かれることとなります。

- ・財産評定の基準時は、保証人（支援専門家）がGLに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点（保証人等による返済猶予等の要請が行われた場合であっても、返済猶予等の効力が発生した時点をいう。）とされていますので（GL 7 項(3)④イ b）、返済猶予等の効力がいつ生じたか、保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議、確認し、確定させてください。

なお、中小企業再生支援協議会の手続を利用する場合には、原則として、弁済計画策定支援決定日が基準時となります（中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順Q & A 38 参照）。

<第5の御説明>

- ・第5記載の要件は、資産状況の調査、弁済計画及び免除計画を確認するものです。
- ・資産状況の裏付け資料を確認し、「資産目録」に整理してください。なお、「負債目録」については、固有の債務があり、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、必要がある場合に適宜作成すれば足ります。
- ・GLに基づく整理を希望する理由としては、調停条項案2項記載のとおりなどと記載ください。
- ・残存資産については、資産の内容、評価額を特定し、資産の合計額を記載してください。
- ・住宅、車両リースなど担保付資産については、本説明書の※を参考に担保資産の価値と被担保債務額を比較し、余剰の資産価値があるか否かを確認してください。余剰がない場合には、資産価値はないものとして評価します。
- ・不動産の評価方法について、不動産鑑定まで実施するのか、近隣不動産業者の簡易な査定書や固定資産評価証明等を使うかについて、対象債権者と協議し、適切な方法を選択してください。なお、資産価値については、早期処分価格で評価することが考えられます（Q & A 7-25 参照）。保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議の上、評価額を確定してください。
- ・残存資産が自由財産の範囲内の場合には、弁済額にかかわらず、対象債権者の経済合理性が認められる場合が多いと考えられます。
- ・インセンティブ資産を残す希望がある場合、その必要性について、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対して説明することが求められますので（GL 7 項(3) ③a）、本説明書の別紙「インセンティブ資産の相当性資料」を作成するなどして、対象債権者の理解を得るよう努めてください。なお、同別紙「インセンティブ

資産の相当性資料」の第2の①の回収見込額を試算するに当たっては、主たる債務の整理手続の進捗やその整理内容を確認しながら手続を進める必要があります。例えば、主たる債務の整理手続が民事再生手続の場合には、財産評定の内容や再生計画の内容を確認することが必要となり、主たる債務の整理手続が破産手続である場合には、破産債権者に対する配当額を確認することが必要となります。また、同②の清算が遅れた場合に主たる債務者や保証人から回収が見込まれる額を検討するに当たっては、遅れた期間の主たる債務者の赤字相当額や破産管財人費用等を考慮することが考えられます。

- ・対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する場合、月次収支表（家計状況表）の作成が求められる場合もあります。
- ・保証人（支援専門家）が「弁済計画案」や「調停条項」を作成する場合、GL7項（3）④を踏まえて、別添書式6-2「保証債務の弁済計画案（GL7項（3）④）」を参考に作成ください。
- ・保証債務の免除要請については、第5の4項記載のとおり、保証人の表明保証、支援専門家の確認、資力の状況が事実と異なる場合の処理方針等を記載することが必要です。書式「調停条項」や「表明保証書」を利用することが考えられます。
- ・資産目録に誤りがあった場合、保証人自身も表明保証違反となり、債務免除の効力が覆滅するリスクがあります。また、支援専門家も対象債権者の信頼を失ったり、責任問題が生じたりすることも考えられます。そこで、保証人の表明保証や支援専門家確認に当たっては、客観的資料を十分確認することが求められます。

以上